

方針として、デフレインフレ政策よりインフレインフレ政策への轉換が行はれ、又高層下落によるデフレインフレ的性質を有する輸出の促進、一方には海外市場による軍需工業の発展等々をめぐり、昨年度大会に於て報告された労働争議の性質と激しき変化を見ることが出来たのである。昨年度に於ける争議の大半は、賃下、解雇、工間等々に対する反対争議として行はれ、反ものもあつて、待遇改善、賃銀値上の性質を持つ争議は僅か九件、参加人員一七九名に過ぎない。

止に及し、本年度に於ける争議に於ては、待遇改善、賃銀値上の争議は 件数八八、名を数えてある。いまこゝに、重なる原因別より見たる両年度の争議は次の如きである。

原因	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
賃下	360	13	144	23	55	17	54	1	23	2	15	1
解雇	360	13	144	23	55	17	54	1	23	2	15	1
工間	360	13	144	23	55	17	54	1	23	2	15	1
待遇改善	360	13	144	23	55	17	54	1	23	2	15	1
賃銀値上	360	13	144	23	55	17	54	1	23	2	15	1
その他	360	13	144	23	55	17	54	1	23	2	15	1
合計	360	13	144	23	55	17	54	1	23	2	15	1

この両年度の争議の性質を決定したものは、先づ述べた如く、インフレインフレ政策の結果、労働者階級の實質的収入の減少し、其の生活の窮迫を避けることと、争い争ひであった。然し下ら、この要求も自然発生的に置かれたらば、一般情勢報告に述べた如く、インフレインフレが多量の不徹底な保持することにより、或は資本家の収益の急速な増加が労働賃金の増加を見ない今日の資本主義社会の上から、本大会に於て争議報告を持ち得た。